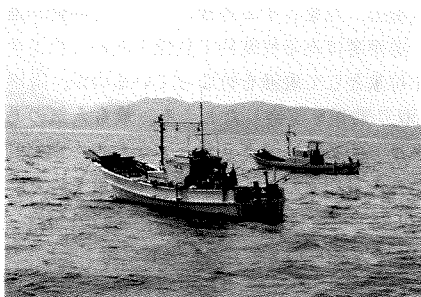


# 事業結果のとりまとめ 京都府沿岸海域でのマ ダイ遊漁の現状

船 田 秀之助  
桑 原 昭 彦  
傍 島 直 樹



近年種々の海洋リゾート開発が実施されている中で、遊漁は最もポピュラーな海洋レジャーの一つとなっている。全国の年間延べ遊漁人口は3~4千万人といわれており、遊漁は特に大都市近郊で盛んである。京都府沿岸の若狭湾西部海域へも京阪神地方から年間10万人以上の船を利用する遊漁者が訪れると推定されている。

一方、京都府ではマダイ栽培漁業の取り組みを初めてから10年以上の歳月を費やし、ようやくマダイ放流の効果が種苗の生産経費と釣り合うレベルにまで到達するようになったが、この中で遊漁者による釣獲量（遊漁船案内業者を利用した釣人の釣獲量で、マイボートなどによる釣獲量は含まない）は漁業者による漁獲量と比べて決して少なくない（傍島・桑原1991）。すなわち、京都府のマダイの栽培漁業の推進は、遊漁による釣獲を無視しては成り立たず、むしろ遊漁者による釣獲量をどのように評価するかが大きな課題になりつつある。

そこで、筆者らは、昭和63年度と平成元年度の遊漁船案内業者の実態と平成2年度のマイボート遊漁者の実態についてアンケート調査や聞き取り調査などを実施し、その結果を前者については1991年の栽培技研19(2)に、後者を同年の「さいばい」60号に報告してきたが、本報ではこれらの結果に基づいて京都府沿岸海域で行なわれているマダイ遊漁の現状について包括的に整理したので報告する。

## 遊漁の実態

### (1) 遊漁船案内業者を利用した遊漁

京都府沿岸のマダイ釣に来る遊漁者の住所、回数、交通手段や費用などの遊漁の実態を知るために、宮津市と舞鶴市の遊漁船案内業者の船着場において、マダイ釣を目的にした79人の遊漁者を対象としてアンケート調査を実施した。今回、対象とした遊漁者は、大阪府（38%）、京都府（28%）、兵庫県（28%）、滋賀県（4%）、奈良県（3%）の近畿2府3県からきていた。なお、兵庫県の場合にはすべて神戸市、姫路市、京都府では亀岡市以南から訪れており、北部地方からの遊漁者は1人もいなかった。この結果は、宮津市や舞鶴市の遊漁船案内業者を利用している遊漁者の大部分は京阪神地方に住居を構えている人々であることを示すとともに、地元の兵庫県・京都府北部に住む遊漁者の場合ほとんど遊漁船案内業者を利用せず、マイボートなどを利用していることを示唆している。

京阪神地方からの交通手段は、鉄道を利用していた1人を除くと、すべて自家用者であった。また、遊漁に来て宿に泊まって帰る人は11%で、残りの人は早朝に来て、終日マダイを釣り、深夜に車で帰っていた。これは、近年の高

速道路等の整備により京阪神地方から宮津・舞鶴地方まで2~3時間しか要しないことに関連しているものと考えられる。また、遊漁にはほとんどの場合、趣味ないし職場の仲間構成された3~4人のグループで来ており、家族連れで釣りに来ている人はなかった。ただし、聞き取り調査によれば、船の整備（船室、トイレなど）や宿泊設備がもっと充実できれば、家族で釣りに来たいとの回答も多い。すなわち、今はまだ遊漁を家族で楽しむ状況にはなっていないが、条件さえ整えば、家族での利用も増えてくるものと考えられる。

次に、年間で何回ぐらい京都府沿岸へ釣りに来ているのか調べてみた。1回しか釣りに来なかった人はわずかに11%であり、残りの89%の人は2回以上来ていた。この中で6回以上来ていた人は約半分の48%もあり、同じ人が繰り返し遊漁に訪れていることが判った。すなわち京都府にマダイ遊漁に訪れる釣人の約半分は6回以上、約1/4は10回以上繰り返し来る釣りマニアということになる。さらに、10回以上釣りに来た18人の平均回数はなんと21回にも達し、この人達はマダイの釣れる期間にはほぼ毎週来る程の“超・釣りマニア”であった。1回の遊漁に要する費用は、乗船料が約1万3千円、エサ代と交通費が各約3千円などで、宿泊した場合で約2万9千円、宿泊しなかった場合で約2万4千円であった（Table 1）。

#### (2) マイボートを利用した遊漁

小型船舶安全協会、漁業協同組合、マリーナなどからの情報を集計すると、京都府沿岸域を利用している小型船舶、いわゆるマイボートはおおよそ2,150人（隻）と推定されこのうち約600人が25団体に組織化されている。この中で舞鶴市ほか1市5町に住居を有し、マイボートを使用して遊漁を行なっている人の中から無作為に100人を選んで平成2年度の遊漁の実態について聞き取り調査を行なった。調査対象者の職業は、自営業が最も多く59%、続いて会社員26%、公務員10%、無職4%、農業1%であった。自営業の中では地場産業である機械業が多かった。また、年齢で見ると30~39才が14%、40~49才が47%、50~59才が26%、60才以上が13%であった。なお、調査対象者の中で女性は1人であった。

使用しているマイボートの大きさは、1トン未満が最も多く52%、次に1~2トンが28%、2~3トンが12%で、3トン以上の船は僅かに8%であった。また、マイボートを2~4人の共同で所有しているケースもあったが、多くの場合は個人所有となっていた。遊漁の目的で海へ出る回数は、マイボートを所有しているわりには少なく、年間30回以下の人が74%も占めていた。ただし、年間100回以上も釣りに行く漁業者並みの人が2名いた（Fig. 1）。

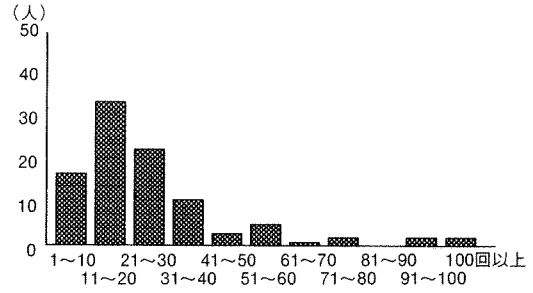


Fig. 1. 1年間の遊漁回数

1回の遊漁に要する費用は、燃料費2~3千円、餌代など3~5千円、その他弁当代など1~2千円で、合計6~10千円であった。

### 遊漁の漁場と漁期

聞き取り調査、遊漁船の操業日誌や著者らが調査航海中に行なった観察の結果によれば、遊漁は京都府西端の湊沖海域から東端の冠島周辺海域までのほぼ府下一円の天然礁や人工魚礁海域で行なわれている。その中でも、特に遊漁船の集中している海域は、冠島・大グリ周辺、白石礁・ミセングリ周辺、タカグリ周辺海域などであり（Fig. 2）、その水深はいずれの漁場も50~100mである。なお、舞鶴地区のマイボート遊漁者にとっては舞鶴湾周辺海域もキス釣り場としての利用度が高いようである。

漁期は、4月後半ないし5月初旬から始まり、12月中旬まで続く。その中で、5月の平均出漁日数が一番多く、これは5月頃には遊漁者に人気のある大型いわゆる「さくらダイ」がよく釣れること、また海が穏やかで時化による欠航がほとんどないことによる。7、8月の夏期には海は穏やかであるが、マダイが多くは釣れないために、また、11~12月にはマダイはよく釣れるが、時化が多いために、出港できる日が少なくなっているものと考えられる。

### 遊漁の対象魚種

遊漁を行なう場合、対象とする魚種によってその釣り方が異なるので、遊漁者はある程度釣る魚種を決めて出港する。どんな魚を対象として遊漁を行なっているのか、遊漁者100人に聞き取り調査を実施したところ、最も人気のある魚種は、マダイ（約45%）であった。すなわち、京都府沿岸海域で船釣りを行なっている遊漁者の半分近くの人がマダイを目的にしていることが判った。マダイ以外では、アジ（約23%）、イカ類（約8%）、イサキ（約7%）、ハマチ（約5%）が主で、残りはキスなどを対象とした岸近

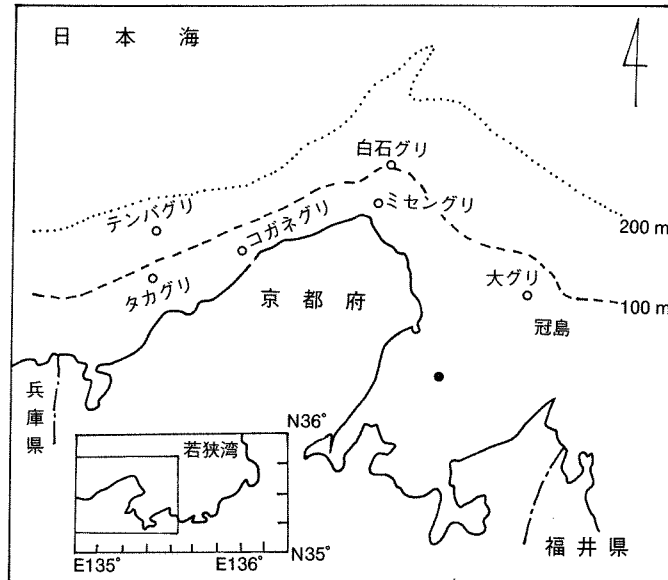


Fig. 2. 遊漁船が利用する天然礁 (○) と人工魚礁 (●)

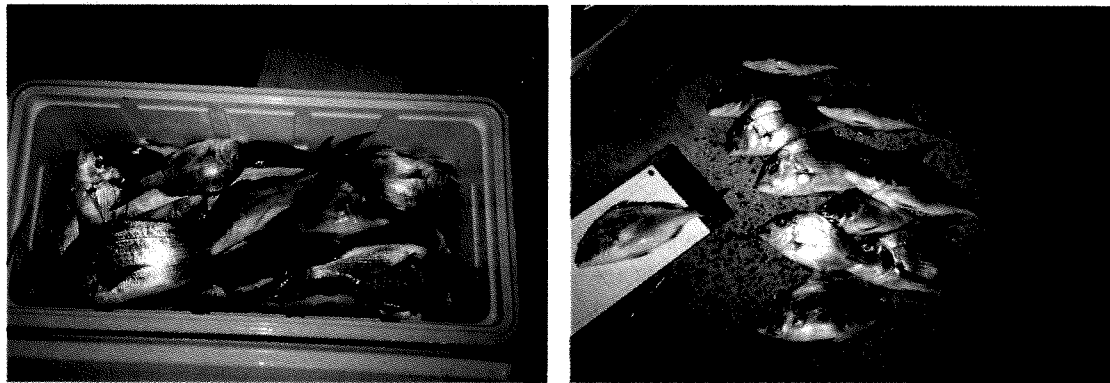


Photo. 1. クーラー内 (左), 調査後 (右)

くでの釣り (約12%) であった。

### マダイ釣獲量

#### (1) 遊漁船案内業者を利用した遊漁

遊漁船の操業日誌から、月別の出漁隻数と一隻当たりの平均釣獲量とを集計し、京都府沿岸海域での遊漁による釣獲量を推定した。なお、釣獲量の推定方法については傍島・桑原 (1991) に詳細に記載してある。1988年を例として月別の釣獲尾数と釣獲量を整理すると (Table 2), 5, 6月の初夏には平均1kg以上の大きなマダイが1日1日隻あたり10~12尾釣れ、2カ月間で約38トンもの釣獲量がみられた。7~10月には1日1日隻あたりの釣獲尾数は10

尾以下と減少し、1カ月当たりの釣獲量も2.0~4.3トンと少なくなる。11, 12月の晩秋には年間でマダイは最もよく釣れるようになるが、1尾当たりの平均体重は約0.6kgとなり、5, 6月に比べて魚体が小さく、さらにこの時期には時化が多く出港できる日が少ないために、釣獲量としてはそれ程多くない。また、1988~1990年の3年間の釣獲量でみると (Table 3), 多い年には60.6トン、少ない年でも24.5トンあり、マダイを多獲する定置網や釣・延縄漁業の漁獲量に匹敵する量が遊漁によって釣り揚げられていたことになる。

遊漁船が帰港する船着場で、沖の漁場から帰ってきた遊漁者のクーラー内を見せてもらったり (Photo. 1), 操業日誌を取りまとめることによって、遊漁者の釣り揚げたマダイ

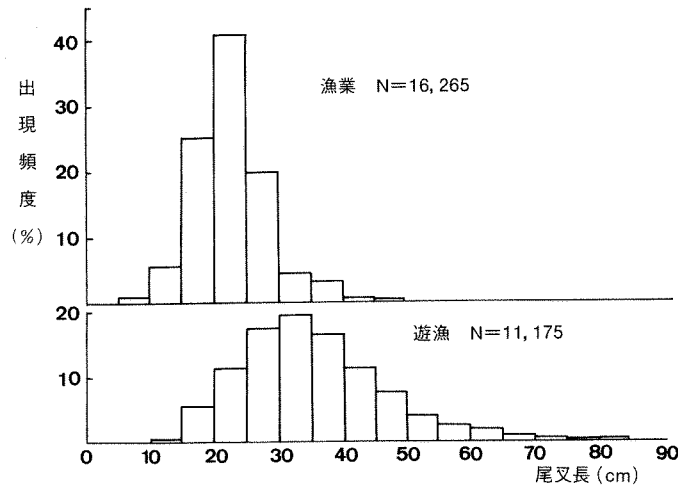


Fig. 3. 遊漁船案内を利用した遊漁と漁業で獲ったマダイの大きさ

の大きさや放流魚の混獲率を調べた。ここで、遊漁により釣獲されたマダイと漁業によって漁獲されたマダイの大きさを比較すると (Fig. 3), 漁業の場合には尾叉長 15~30 cm の群れが主体であり, 40 cm 以上のものは少なく 1% 以下であった。一方, 遊漁の場合には, 出現の範囲は尾叉長 10~85 cm で, 主群は 25~35 cm であり, 漁業のものに比べて約 10 cm 大きくなっていた。しかも, 漁業では極端に出現率が低下する 45 cm 以上のマダイも 10% 以上釣れていた。

次に, 1988~1990年に釣られた魚の大きさ別の混獲率は尾叉長 20~30 cm で10%を超え, 35~40 cm でも約 5% と高い値であった。年別の混獲率では, 1988年で約 9% であったが, 1989, 1990年には少し低くなって約7%であった。

## (2) マイボートを利用した遊漁

平成2年の1年間に釣り揚げたマダイの釣獲尾数と大きさについて遊漁者100人に聞き取り調査を実施した。その結果, 総釣獲尾数は約9,800尾, 重量で約5.7トンであった。釣られていたマダイの大きさは, 尾叉長約 10 cm と小さいものから, 80 cm のものまでであった。その中で, 主体は 30 cm 以下のマダイであり, 尾叉長 20~30 cm のものが全体の 45.6%, 10~20 cm のものが25.5%で, 両方を合わせると全体の約71%も占めていた。すなわち, マイボートで釣り揚げているマダイは, 漁業や遊漁船案内を利用している遊漁と比べて小型の魚を利用していることが判った。

1年間でのマイボート1隻当たりの釣獲尾数は約100尾となるが, 1年間でマダイを1尾も釣れなかった人

(12%) から最高で約1,500尾の人までいてその釣獲範囲には大きなバラツキが認められた。なお, 年間の釣獲尾数が多い遊漁者ほど, 海況・漁場・釣獲魚種, 尾数, 大きさなどに関して日誌に記録しておくなどの努力の後がみられており, この熱心さが釣獲尾数の多さに繋がっているように感じられた。

## マダイ遊漁と漁業のかかわり

ここまで, 京都府沿岸海域で行なわれている遊漁船案内業者を利用した遊漁とマイボートを利用した遊漁の現状について述べてきた。前者の場合には, 遊漁者の多くは京阪神地方に住み, 年間平均8回の遊漁を行い, 漁業者が漁獲しているものより 5~10 cm も大きなマダイを釣り揚げている。そして, その釣獲量も年間25~60トンと推定されており, 決して少なくない。一方, 後者の場合では, 小型のマダイが主体であるが今回, 調査を行なった100人の釣獲量は約5.7トンと推定されていて, しかも遊漁者は最低でも600人以上と考えられることから, 全体の釣獲量は少なくとも前者の釣獲量と同程度はあるものと考えられる。すなわち, 遊漁全体でのマダイ釣獲量は漁業者の獲る量とほぼ匹敵しているものと考えて差し支えないであろう。また, マダイ以外の遊漁による釣獲量も少なくない。例えば, 遊漁船案内を利用した遊漁だけでもイカ類を41トン, ブリ類を22トン程度は釣っていると推定されている (日本水産資源保護協会, 1988)。

このような現状の中でマダイの栽培漁業や資源管理を推し進めていくためには, 漁業を取り巻く社会的環境に対し

て遊漁の果たしている役割を十分に現状把握すると共に、その効用を正当に評価していく必要がある。特に、京都府の場合、1989年に施行された「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき遊漁船案内業者として届け出た約870業者の約9割は漁業者であった。すなわち、“遊漁船案内業者”≒“漁業者”という図式が成り立っており、このような現状から、好むと好まざるに関わらず、漁村社会の中で、すでに遊漁がなくてはならない収入源になっていること、さらに漁業者の生活実態としてみると遊漁が漁業と共存していることなどの事実がうかがわれる。

近年のリゾート開発ブームに伴い遊漁などの海洋レジャーの需要が高まっており、遊漁人口は増加して行くであろう。それに加えて、漁業者が高齢化していく中で、自ら漁業を行なうよりも遊漁船案内業を営みたいと思う漁業者も多くなって来るものと思われる。しかし、現実には従来から、漁業と遊漁の関係は敵対的に捉えられており、漁場の利用の仕方などで競合すると、一般的に漁業者は遊漁を排除する方向で行動する等多くの遊漁船案内業者はある時漁業者として遊漁と対立し、別の時には釣り人に遊漁をさせるという、相反する行動を行なっている。今後、海洋

レジャーとしての遊漁と漁業の健全な関係を築いていくためには、漁業者が現在行なっている遊漁の実態をよく認識すると共に、漁業と遊漁の間にある問題を漁業協同組合あるいは漁業者自身の漁場やマダイ資源の利用の仕方の問題として捉えなおし、遊漁を広い意味での漁業の一形態として漁業の内部に取り込んでいく必要がある。

さらに、マダイの放流効果の捉え方もより柔軟に考えていくべきであろう。従来、放流効果は漁業所得としてどの程度あったかで評価してきたが、これ以外に遊漁が盛んな地域においては漁村所得（地域外から遊漁のために漁村へ来る人々を受け入れることによって得られる所得）としてどの程度あったかという捉えかたも必要と考えられる。

また、マイボートを利用した遊漁の場合には、遊漁者の組織化がまだ充分には進んでおらず、一部には不適当な漁場や資源の利用の仕方もみられる。したがって、今後は秩序ある漁場や資源の利用を行なうために、遊漁者の組織化を進めていくと共に、そこを窓口として漁業と調整し、マイボート遊漁のルール作りをしていくことが重要な課題となってこよう。